

○筑波大学教育相談に関する規則

〔平成21年2月20日〕
〔法人規則第4号〕

改正 平成26年法人規則第30号

平成28年法人規則第37号

令和 元年法人規則第36号

令和 2年法人規則第49号

筑波大学教育相談に関する規則

（目的）

第1条 この法人規則は、筑波大学（以下「本学」という。）における臨床心理学及び障害科学に関する研究活動、大学院の学生に対する教育及び附属学校の教育に資するため、並びに社会の要請に応じるために実施する教育相談に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の総括と委任）

第2条 学長は、本学における教育相談の実施に関する業務を総括する。

2 学長は、教育相談の円滑な実施のため、教育相談の実施に関する権限及び事務を人間総合科学学術院長及び附属学校教育局教育長（以下「学術院長等」という。）に委任するものとする。

（学術院長等の責務）

第3条 学術院長等は、この法人規則その他の法人規則等に基づき、教育相談の適正な実施に関し、管理及び監督しなければならない。

（教育相談実施の原則）

第4条 教育相談は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、これを行うものとする。

（教育相談の種類）

第5条 教育相談の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受理面接 問題の概要を聴取して、面接の方針を検討するための面接
- (2) 教育指導面接 保護者等に対して行われる助言及び指導面接
- (3) 遊戯面接 心理的な問題を有している子どもに対して行われる遊戯療法（プレイ・セラピー）等による面接
- (4) 心理教育面接 心理的な問題並びに学習及び発達上の問題を有している子どもの保護者に対して行われるカウンセリング、療育相談等による面接
- (5) 臨床心理面接 心理的な問題並びに学習及び発達上の問題を有している本人に対して行われる臨床心理的方法による面接
- (6) 検査面接 心理検査の実施を中心とする面接
- (7) 集団面接 心理的な問題並びに学習及び発達上の問題を有している子ども及び保護者に対して集団で行われる訓練、カウンセリング、療育相談等の面接

(教育相談の申込み)

第6条 教育相談を希望する者は、別に定める相談申込書を学術院長等に提出し、その承認を得なければならない。

(教育相談料)

第7条 前条の承認を得た者は、相談の都度、次条に規定する心理・障害相談室に係るものにあつては別表第1に、第9条に規定する心理・発達教育相談室に係るものにあつては別表第2にそれぞれ定める教育相談料を納付しなければならない。ただし、附属学校の幼児、児童及び生徒に関する教育相談については、徴収しない。

2 納付された教育相談料は、返付しない。

(心理・障害相談室)

第8条 人間総合科学学術院に、筑波地区における心理及び心身障害に関する相談を行うため、心理・障害相談室を置く。

2 前項に定めるもののほか、心理・障害相談室の組織及び運営に関し必要な事項は、人間総合科学学術院長が部局細則で定める。

3 人間総合科学学術院長が前項の部局細則を定め、又は改廃した場合は、速やかに学長に報告しなければならない。

(心理・発達教育相談室)

第9条 附属学校教育局に、附属学校の幼児、児童及び生徒に関する相談並びに東京地区における心理及び心身障害に関する相談を行うため、心理・発達教育相談室を置く。

2 前項に定めるもののほか、心理・発達教育相談室に関し必要な事項は、附属学校教育局教育長が附属学校教育局規程で定める。

(学長への報告)

第10条 学術院長等は、教育相談の実施状況に関し、毎年度、学長に報告しなければならない。

(雑則)

第11条 この法人規則に定めるもののほか、教育相談に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平26.7.8法人規則30号)

この法人規則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (平28.3.24法人規則37号)

この法人規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (令元.12.26法人規則36号)

この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令 2. 1 0. 2 2 法人規則 4 9 号）
この法人規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

区 分	一回あたりの料金
受理面接	3, 0 0 0 円
教育指導面接	2, 9 0 0 円
遊戯面接	1, 9 0 0 円
心理教育面接	1, 7 0 0 円
臨床心理面接	1, 8 0 0 円
検査面接	3, 0 0 0 円
集団面接（一人あたり）	9 0 0 円

別表第 2（第 7 条関係）

区 分	一回あたりの料金
受理面接	4, 5 0 0 円
教育指導面接	4, 3 0 0 円
遊戯面接	2, 8 0 0 円
心理教育面接	2, 5 0 0 円
臨床心理面接	2, 7 0 0 円
検査面接	4, 5 0 0 円
集団面接（一人あたり）	1, 3 0 0 円